漁船を譲渡、解撤、新造する際は
事前に漁協へ連絡をお願いします！！

・漁船は、漁船登録し岩手県で管理しているため、漁協を通さずに**廃船・解撤**したり、どこの漁協組合員でもない一般の方に**譲渡**はしない様、ご注意ください。

・漁船を今後使用する見込みがない場合、解撤、譲渡をする際は、漁協を通し岩手県の漁船登録を抹消しなければなりません。

・新造する際は、**着手前に**岩手県へ届け出が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

・推進機関（船外機等）を変更した際は、漁船登録の内容変更等が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

・その他、漁船登録に関する事は、管理課または各支店・支所にお問い合わせください。